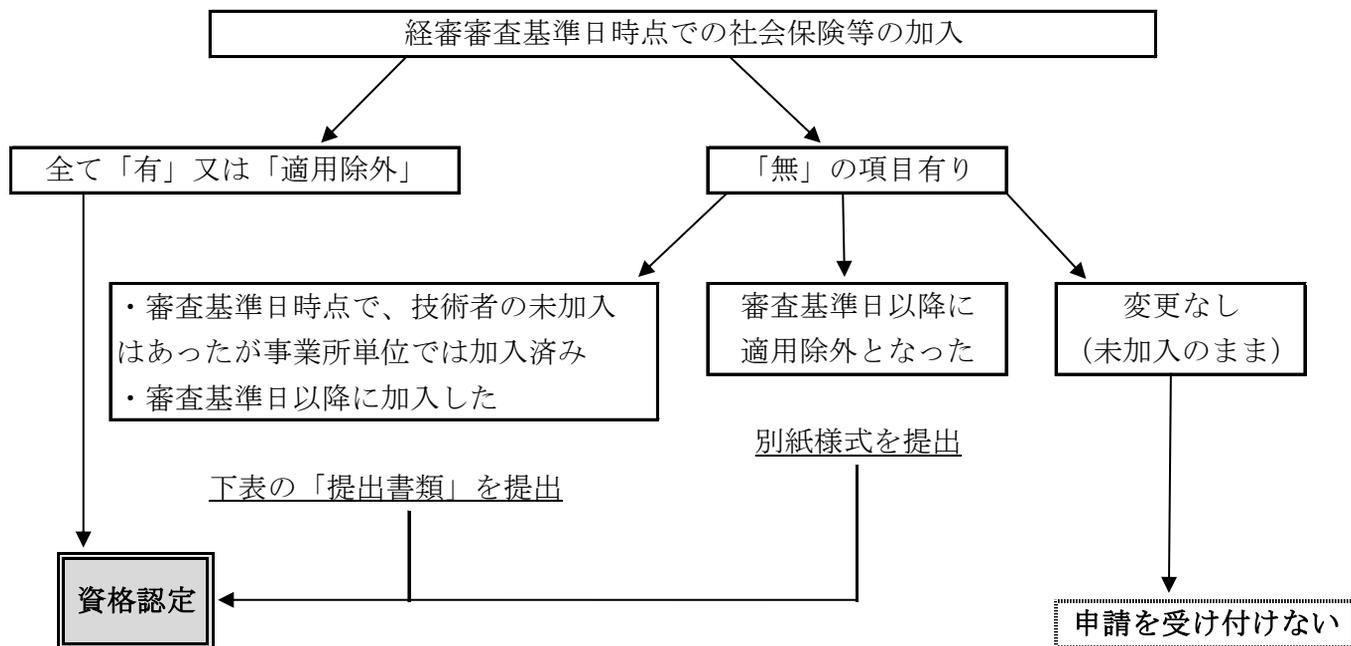


社会保険の加入確認審査について

建設工事について、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の事業所単位での加入が資格取得認定要件です。

この「別添」は、経営事項審査の結果通知書における「その他の審査項目（社会性等）」の社会保険への加入の有無欄に、ひとつでも「無」があった方を対象としています。いずれの欄も「無」ではない場合（「有」又は「適用除外」の場合）は、ご覧いただく必要はありません。

1 社会保険の加入状況別 申請方法



2 提出書類

通常の提出書類に加え、社会保険の加入（適用除外）に関する以下の書類が必要となります。

(1) 経営事項審査結果通知書の受領後に、社会保険等に加入した場合

| 経営審査事項における社会性等の審査項目 | 提出書類 | 摘要 |
|---|--|--|
| 「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄について「無」である場合 | 下記のいずれかの書類 ・直近1ヶ月分の健康保険及び厚生年金保険の領収書(写し) ・社会保険料納入証明書(写し) ・健康保険、厚生年金保険新規適用届(写し) | 建設国保加入者は厚生年金保険の領収書(写し)を提出してください。 |
| 「雇用保険加入の有無」欄について「無」である場合 | 労働保険概算・確定保険料申告書(控)(写し)及び直近の雇用保険料の領収書(写し) | 労働保険事務組合の加入者は期別納付額が記された納入通知書(写し)を提出してください。 |

(2) 経営事項審査結果通知書の受領後に、社会保険等の適用除外となった場合

適用除外に関する誓約書（別紙様式）を提出してください。

誓 約 書

年 月 日

南伊豆町長 岡部克仁 様

郵便番号

住 所

商号又は名称

氏 名

Ⓗ

下記の理由により、私は、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を有する者には該当しないことを誓約します。

また、参加資格確認のため、必要な書類を提出することについて、承諾いたします。

(健康保険・厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関()に問い合わせ
を行い判断しました。

(雇用保険)

役員のための法人であるため。

使用する労働者の全てが65歳に達した日以降において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関()に問い合わせ
を行い判断しました。